

育児・介護雇用安定等助成金制度の改正について

1 中小企業子育て支援助成金について

- 支給期限を平成22年度までとしていたものを平成23年度までとする。
- これまで育児休業取得者、短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、2人目まで支給をしていたものを5人目まで支給するものとする。
- 2人目以降の支給額を次表のとおり増額する。

		改正前	改正後
育児休業		60万円	80万円
短時間勤務	2年超	60万円	80万円
	1年超2年以下	40万円	60万円
	6か月以上1年以下	20万円	40万円

2 両立支援レベルアップ助成金（ベビーシッター費用等補助コース）について

- 平成21年2月1日から平成24年3月31日までの間、労働者が利用した育児サービスの費用に限り、当該サービスの費用を負担する中小企業への助成率を2分の1から4分の3に引き上げる。
- 上記の間、労働者が利用した育児・介護サービスの費用を負担する中小企業に対する支給限度額について、
 - ・ これまで労働者1人当たり支給限度額が30万円であったものを40万円に
 - ・ これまで1事業所当たり支給限度額が360万円であったものを480万円に
 増額する。

（労働者1人当たり支給限度額及び1事業所当たり支給限度額については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第38条の規定に基づき厚生労働大臣が定める額」（平成12年労働省告示第40号）を改正。）

3. 施行期日

平成21年2月6日